

本別町公示第 20 号

本別町が保有する公用車両を不用処分するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び入札施行日を次のとおり定めた。

令和7年6月13日

中川郡本別町長 佐々木 基裕

町では、小型動力ポンプ付水槽車Ⅰ型1台を不用処分するため、一般競争入札で売り払いを行います。入札に参加するためには、事前に参加申し込みが必要になります。

1 入札開札日程予定

令和7年7月2日（水） 午後1時30分

本別町北2丁目4番地1 本別町役場3階会議室

2 入札参加資格

1. 個人の場合は、十勝管内に住民基本台帳登録または外国人登録している者
法人の場合は、十勝管内に事務所等を有する者
2. 成年者であること
3. 市町村税等を完納又は滞納がない者
4. 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
5. 入札参加申込書及び誓約書を町長の規定する日までに本別消防署へ提出している者
6. 市町村職員以外の者

3 入札物件の仕様等

車両の詳しい仕様等については、本別消防署または、町ホームページ（<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>）からダウンロードで取得して下さい。

4 入札参加申込

令和7年6月16日（月）から令和7年6月30日（月）までに、本別消防署または町ホームページ内でダウンロードし取得できる、一般競争入札参加申込書及び誓約書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、本別消防署へ提出してください。

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

土・日曜日の受け付けは行いません。